
プロジェクト **金融資産の減損に関する会計基準の開発**
項目 **ステップ 2 で検討する論点**

本資料の目的

1. 本資料は、審議事項(2)-2「ステップ 2 以降の進め方」を受けて、ステップ 2 で検討すべき論点として ASBJ 事務局が識別している項目に関するご意見を伺うことを目的としている。

ASBJ 事務局が把握している個別論点

2. 審議事項(2)-2 で記載しているステップ 2 の方針を前提に、ASBJ 事務局は次の(1)から(7)を検討すべき論点として識別しており、ステップ 2 で検討することを予定している。ASBJ 事務局は、これらは IFRS 第 9 号「金融商品」の ECL モデルを我が国の企業が適用するに際して実務上の困難さが存在すると考えられる部分又は我が国の現行の実務との差異がある部分¹であると考えている。

(1) 債権単位での信用リスクの著しい増大の判定

第 463 回企業会計基準委員会（2021 年 8 月 11 日開催）審議事項(2)及び第 168 回金融商品専門委員会（2021 年 8 月 25 日開催）資料(2)で適用上の困難さを緩和することを意図して取扱いを検討することが考えられる項目として挙げられていたものである。また、ステップ 1 (ECL (IFRS 基準) と CECL (米国会計基準) のどちらのモデルを開発の基礎とするかの選択) の前段階の整理 (以下「ステップ 0 での検討」という。) でも、IFRS 第 9 号の債権単位で信用リスクの著しい増大 (SICR) が生じているかどうかを判定する要求事項²の適用の困難さについての指摘がなされた。また、欧米の銀行における開示例でも見られる、格付遷移を指標に SICR の判定を行う方法は、日本の実務において有用ではないかという意見が聞かれた。

(2) 将来予測情報の考慮

¹ 「実務上の困難さ又は現行の実務との差異」は、ASBJ 事務局が第 178 回金融商品専門委員会（2022 年 4 月 4 日開催）で示した (IFRS 第 9 号の ECL モデルは債務者単位か債権単位かという差異はあるものの) 債権の信用リスクの著しい増大の有無に応じて異なる期間の予想信用損失の測定を要求する IFRS 基準の ECL モデルの方が我が国の信用リスク管理の考え方及び実務に親和性があるということを前提にしつつ、その中で差異があるという意味で使用している。

² 相対的アプローチと言われることがある。

(1)と同じく第463回企業会計基準委員会(2021年8月11日開催)審議事項(2)及び第168回金融商品専門委員会(2021年8月25日開催)資料(2)で適用上の困難さを緩和することを意図して取扱いを検討することが考えられる項目として挙げられていたものである。また、ステップ0での検討では、欧米で見られるモデルを用いた予測に対する追加的な修正(マネジメント・オーバーレイ)の取扱いも示して欲しいという意見が聞かれた。

(3) 複数シナリオに基づく結果の確率加重

ステップ0での検討では、すべての企業に複数シナリオを設定することに対する実務上の困難さから単一のシナリオを用いることを許容すべきという意見や、この論点は各金融機関のポートフォリオの特性や、データ制約とそれによる実務負担にも関係する重要な検討ポイントであると考えられるという意見が聞かれた。一方、偏りのない確率加重平均が、コロナ禍の環境においては過度なボラティリティを抑制する効果が一定程度あると考えられ、保守性の概念がある日本においては、この定めが有効に使える可能性もあるという意見も聞かれた。

(4) 貨幣の時間価値の考慮

ステップ0での検討では、現状の日本基準においても、ディスカウント・キャッシュ・フロー法(以下「DCF法」という。)の場合は考慮されており、また、規制上のデフォルト時損失率(LGD)にも時間価値を反映しているが、IFRS第9号の規定とは、割り引く期間について違いはあるという意見や、日本基準でもDCF法以外の測定方法を想定する必要がある場合には、黙示的に貨幣の時間的価値を織り込んでいると整理している米国基準の整理が参考になるのではないかという意見が聞かれた。

(5) 債務不履行の定義

ステップ0での検討では、日本の実務と欧州銀行の開示例から想定されるデフォルトの閾値が異なり、基準上明確化を図るべきかについて丁寧な議論が必要であるという意見が聞かれた。

(6) 信用リスクの著しい増大の判定の適用時の担保等による貸出スプレッドの調整

ステップ0での検討では、担保や信用補完について、例えば有担保と無担保では当初の信用リスクや信用スプレッドが異なるため、今後の検討においても、これらの切り分けが必要か否かについて考慮する必要があるという意見や、信用リスクの著しい増大の考え方について担保を保有している場合などの明確化を図るべきという意見が聞かれた。

(7) 信用リスクを見積る期間

ステップ0での検討では、ECLモデル及びCECLモデルにおいて、引当期間は原則として契約期間とするとされている一方で、現在の日本の実務としては残存期間に見合った一定の引当期間を採用しており、この点について議論をすべきという意見が聞かれた。

ディスカッション・ポイント

1. ステップ2で検討すべき論点について、ASBJ事務局が本資料で挙げている論点についてご意見又はご質問があれば頂きたい。
2. 本資料で採り上げている論点以外に採り上げるべき論点があれば、ご意見を頂きたい。

以 上